

| | | | |
|----------------------------|---|--|-----|
| 会 議 名 (審 議 会 等 名) | 川西市個人情報保護審議会(第32回) | | |
| 事 務 局 (担 当 課) | 総務部行政室総務課 内線(2321) | | |
| 開 催 日 時 | 平成16年10月27日(水)午後6時30分～午後8時00分 | | |
| 開 催 場 所 | 本庁舎 4階 庁議室 | | |
| 出 席 者 | 委 員 | 池田委員(会長)、長尾委員(副会長)、井手委員、井上委員、 園田委員、高島委員、田中委員、塚口委員、中西委員、葉狩委員 | |
| | 実施機関 | 《健康福祉部福祉推進室福祉政策担当》益本主幹 《総務部行政室防災安全課》西村主査 《市民生活部保険年金室保険年金課》今北課長、田中主任 《総務部税務室市民税課》岩井課長、堀本課長補佐 | |
| | 事 務 局 | 西総務部長、上松行政室長兼総務課長、根津課長補佐、 佐藤主査、曾我主任 | |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 | 傍聴者数 | 0 人 |
| 傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由 | | | |
| 会 議 次 第 | 1 会長あいさつ 2 審議事項 (1) 諮問第18号 阪神・淡路大震災の死亡者調査に係る震災死者の個人情報の 提供について (2) 諮問第19号 国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化に係 る個人情報の提供について 3 その他 | | |
| 会 議 結 果 | 当該諮問案件については、その取扱いを適当なものであると認め る答申(第18号及び第19号)を得る。 | | |

会 長：挨拶

事務局：説明

本日提出資料の確認

事前送付資料 開催通知
諮問第18号
諮問第19号

本日提出資料 レジメ
諮問第18号関係新聞記事
所得情報の提供に係る国民年金法関係条文

審議事項

諮問第18号（阪神・淡路大震災の死亡者調査に係る震災死者の個人情報の提供について）

諮問第19号（国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化に係る個人情報の提供について）

会 長：それでは、まず第18号諮問事案の方からご説明いただきたいと思っております。それでは、福祉政策担当の方に個人情報があるのですが、個人情報の提供に当たる窓口というのは、県との関係では防災安全課ということになっておりますので、防災安全課の方にご説明いただくということで、福祉政策担当の方には質問の時にまた質問にお答えいただくということで、防災安全課の方からご説明よろしくお願いたします。

実施機関：（防災安全課）それでは、ご説明させていただきます。まず、お手元にございます『諮問第18号』をご覧くださいませでしょうか。先ほど、会長からもご説明がございましたように、本件につきましては、当該個人情報の保有課であります「健康福祉部福祉推進室福祉政策担当」から諮問をさせていただいておりますが、この諮問にも記載されておりますように、本件の個人情報の提供目的は、「兵庫県企画管理部防災局防災企画課」におきまして、阪神・淡路大震災の死者数の被害状況について検証作業を行い、統一性、正確性をもって消防庁へ災害報告を行うとともに、死因や死亡日時等の各種統計データを取りまとめ、震災の教訓を後世に伝え、今後の防災体制を充実・強化していく上での基礎資料を作成するためのものをございます。この兵庫県の所管課との市における直接的な窓口は、防災及び生活安全に関する事務を所掌します「総務部行政室防災安全課」でありますことから、当該課におきまして、経緯等を踏まえながらご説明をさせていただきたいと存じます。これまで、兵庫県におきます阪神・淡路大震災の被害の確定につきましては、芦屋市が震災と死亡との因果関係に関して係争中であったため、確定することが困難な状況にあったのですが、平成14年12月19日に最高裁におきまして、芦屋市の上告が棄却されましたことに伴い、芦屋市の災害弔慰金不支給決定を取り消す判決が確定しました。このことにより、兵庫県においても被害確定についての主たる困難材料もなくなったことから、確定作業に取り組みされたようなのですが、お手元資料にもございますように、震災死者数については、本市と西宮市で二重計上ということで、平成16年4月19日付の神戸新聞において突然報道され、また他市におきましても報告漏れの疑いがあるなどして、兵庫県も各市町に対して、総数や内訳を改めて調査する方針が決められました。なお、本市と西宮市の二重計上という点につきましては、お手元資料の4月20日付の朝日新聞の記事にありますように、『二重計上が疑われたのは西宮市の男性で、川西市の病院に入院中に被災し、約2ヶ月後にこの病院でなくなった。震災関連死

と認めて災害弔慰金を給付したのは西宮市だったが、二重計上を避けるため、亡くなった川西市の死者として数えることにしていた。』として、二重計上ではなかったことが報道されております。このような状況の下、兵庫県といたしましても、本格的に阪神・淡路大震災の死者の再調査に取り組み、各市町への情報の収集に当たっては、お手元の諮問第18号の資料にありますように、平成16年8月26日付で個人情報の収集の制限の例外等について、兵庫県個人情報保護審議会に諮問(資料2後半部分)され、同月27日付で答申(資料2)を得た上で、同年9月22日付で依頼を行っているところでございます。本市といたしましても、当該個人情報の提供に当たりましては、本市個人情報保護条例のもと判断していかなければならないという認識から、今回、当該個人情報を保有しております、「福祉政策担当」と調整を行い、本審議会に諮問をさせていただき、ご審議を賜りたくお願いさせていただいております。なお、実際に本市において、阪神・淡路大震災の死者につきましては、4名でございます。この4名の方々につきましては、お手元資料にもあります「阪神・淡路大震災死亡者調査票」の『氏名、性別、生年月日、死亡時年齢、被災地住所地、主たる居住地、死因、死亡日及び、国籍』の9項目を提供させていただきたく考えておりますので、何とぞよろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

会 長：ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、健康福祉部福祉推進室福祉政策担当に提供する個人情報が存在するということになるわけで、目的外利用というか防災安全課には無いわけで、防災安全課がそれがある意味では利用するということになるわけですね。ですから、そのあたりについての意見というのと、それをさらに、兵庫県に提出するということの提供ですね、それについての意見と、2つあるという話になるわけですが、2つひっくり返して兵庫県に外部提供するという点について今その必要性を説明をいただいた訳なのですが、今の説明について、何かご質問をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

委 員：関係の無いことかもしれませんが、センシティブ情報の収集の例外規定は具体的にはどういうことを指しているのでしょうか。センシティブ情報の収集禁止の中身についてです。

会 長：これは兵庫県の条例の話ですね。

委 員：国籍です。本来、日本名を名乗っている人が、実は在日の人であるという国籍が出てきますので、これはまさにセンシティブ情報になるということです。

会 長：今回は、国籍がセンシティブ情報の最たるものですね。

委 員：今回の新潟でも同じように何々さんという、いわゆる在日の人名前の下に括弧して日本名が出てくるというものです。それが国籍になって現れてきますから、普段隠しているのにそれが出てくるということになります。

会 長：今の点で委員、よろしいでしょうか。

委 員：はい。結構です。

会 長：県の方が、センシティブ情報の収集についての必要性というのを判断をしている経過があるわけですね。県の方は逆に言いますと、県に個人情報保護条例というのがあるんで、本人から収集しないと書いてあります。ですから、本人以外から収集するという点について審議会に諮問をしているという話になるわけですね。収集の制限の例外という話になるわけですね、我々と逆になるわけですね。収集は資料に付いてますように、審議会としては例外で本人以外から収集するという点と、センシティブ情報の収集禁止の規定がありますけれども、その例外として収集するという点は妥当だという判断をしているということですね。他に、何かご質問はございませんでし

- ようか。
- 委員：資料2の平成16年8月27日に兵庫県知事へ個人情報保護審議会会長から、答申があった裏の方で5の ですけど、「電子メールで回収した調査票は、フロッピーディスク等に保存し、」となっている分の一番下ですけど「電子メールはフロッピーディスク等に保存後、消去すること。」となっているのですが、こういう完全消去ができるものかどうか。パソコンのかなり詳しい方に聴くと相当長く表面だけを消去しても、ハードディスクには残っているというようなことを聴いてますので、この消去はどういうことをなされるのか、パソコン自体を壊さないと残るといふうに聴いておりますので、そのあたりについては少し聴かせていただきたいと思えます。
- 会長：今の点について審議会の方では、保護したものは必要が無くなったら消去するというをここで要請しているわけですね。それが完全に消えるのかという話ですけど、これは川西市の方からもし提供するとすれば、県の責任できちんと消去することというような条件を付けて提供することになるわけですね。それは、ちゃんと消したかどうかということを担当市の方から調査に行くというわけにも行かないと思いますから、県の方に責任をもって消すということをや要請するに止めざるを得ないような気がします。痕跡が残るといふのはどうなのでしょう。
- 委員：今は完璧に消すソフトがありますから、それを使えば大丈夫ですけど、それを使っているかどうかです。むしろ、電子メールで送ること自体が危険ですから、電子メールで送る場合は暗号化して、暗号をかけて送るといふうなことをされた方が良くと思います。途中のデータをハッキングされるというか、滅多にないと思いますが、可能性としてはそれがよくありますので、例えば、パスワードなどを知らせる場合は、メールでは知らせないというのが今常識になっていきますので、暗号化した方が良くと思います。
- 会長：これは提供するときには、どういう提供の仕方をするのですか。
- 実施機関：今のところ考えていますのは、メールの方は危険性がございますので、フ
(防災安全課) ロッピーディスクで提供したいと考えております。
- 会長：先ほどご説明ありましたように、川西市においては、提供する個人情報は4名の方ということになるのですか。
- 実施機関：はい、そうです。
- 会長：4名の方ですから、調査票でいいましたら、A-1、A-2と入っていますけれど、そのような格好で4名分ということですね。
- 実施機関：はい、4名分です。
- 会長：4名分をこのような調査票に記入したものをフロッピーディスクに記録して、フロッピーを渡すということですがいかがでしょうか。説明いただいたのですが、特に何かお尋ねしておくことはございませんでしょうか。それでは、福祉政策担当と防災安全課の方、どうもありがとうございました。大体、委員の皆さん分かっていただいたようです。それでは、今度は目的外利用提供ということで、保険年金課の未納者対策及び社会保険料の控除適正化に係る個人情報の提供ということで、これは保有しているのが市民税課なのですけれども、保険年金課を経由して外部に提供されるということなので、保険年金課の方からご説明いただくことにしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 実施機関：それでは、諮問第19号の「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除
(保険年金課) の適正化に係る個人情報の提供」につきまして、本案につきましては、先ほどのご説明もございましたけれども、近年の国民年金保険料の収納率の低下というものが背景にございまして、そういう関係からも国民年金担当

の方からご説明をさせていただきます。諮問書の別紙2に「目的外提供の目的」という欄がございますけれど、朗読させていただきます。「社会保険庁が実施する国民年金保険料の未納者対策において、社会保険庁が市町村から国民年金保険料未納者の所得情報の提供を受けることにより、一定の所得があり、当該保険料を納付することが可能と思われる者に対しては強制徴収を行い、所得が無い者及び少ない者に対しては、当該保険料の免除申請の勧奨を行うなど、効果的な未納者対策の強化を図り、将来の無年金者の発生を防止することを目的とする。」ということが目的でございます。この背景といたしまして、国民年金は昭和36年(1961年)に、それまでの職域年金、厚生年金でありますとか、公務員の共済年金に加入できない自営業の方、農業の方などを対象として創設されました。これによりまして、昭和36年に国民皆年金制度が達成されることとなりました。それ以後、昭和57年(1982年)には国籍要件の撤廃、昭和61年4月(1986年)には基礎年金制度の発足、平成3年(1991年)には学生の強制加入と時代とともに国民年金が発展してきております。また、平成14年には国民年金は、基本的には国が責任を持って運営する制度であるとして、地方分権一括法により事務の統合が図られております。従来、それ以前は国民年金保険料は市を経由して納めていただいていたものが、平成14年からは直接国の方社会保険事務所を経由しまして納めていただくことの整備が図られております。大きな事務が国の方に移管しまして、基本的には国の責務で行う制度として位置づけられております。こういった要因に加えまして、事務の整備もございまして、少子高齢化及び長引く景気の低迷などから保険料収納率が60%台と低迷する状況となっております。この問題につきましては、先の国会でも未納問題が非常に大きく取り上げられております。国民年金は国民の所得保障のため、世代と世代の助け合いという観点から社会保険方式を採用し、かつ強制加入となっております。これは、医療保険におきましても、介護保険におきましても、社会制度の中で保険方式をとっている状況でございます。しかしながら、低収納率、この状況を放置しておくということは、被保険者の無年金化を拡大していくこととなり、また、被保険者間の公平性及び制度の健全なる維持、存続という観点からも放置すべきもので無いという観点から、この度法整備が図られ、一定の所得があり、当該保険料を納付することが可能と思われる者に対しては、強制徴収を行い、所得がない者及び少ない者に対しては、当該保険料の免除申請の勧奨を行うなど、効果的な未納者対策の強化を図り、将来の無年金者の発生を防止しようとするものであります。この実施に際しまして、兵庫社会保険事務局より所得情報提供の事前の依頼を受けまして、市としても被保険者の無年金防止策としても効果的な方策であると判断しましたが、個人情報目的外利用であることから、この度諮問させていただきました。よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

会 長：ありがとうございます。今、ご説明いただきましたけれども、国民年金の徴収強化の資料として提供を要請されているということですが、今のご説明、あるいは既にいただいております資料等について、ご質問があるかと思っておりますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。いただいている資料では、兵庫県の方から市町振興課長から依頼が来ていますよね。税制担当課長様ということで依頼が来ているわけで、そうしますと、川西市が提供する場合は、直接社会保険庁に提出するということなんでしょうか。それとも、県を経由して社会保険庁に提出するということになるのでしょうか。

実施機関：社会保険庁の方からリストが来まして、それに情報を付加して、直接尼崎(市民税課)社会保険事務所に直接出すというかたちになります。

会 長：県から来ているというのは仲介の労を執っているというだけの話ですね。提供する内容というのは、所得金額、所得控除額、地方税法上の障害者、寡婦、控除対象配偶者及び扶養親族数、老人控除対象配偶者及び老人数特定扶養親族と載っていますけれど、これは市民税課の台帳にあるものの全ての項目になるのですか。

実施機関：ほぼ全ての項目になります。といいますのは、所得控除額の内訳の中で、
(市民税課) 例えば障害者であるとか、特定扶養親族数というのは所得控除の対象になりますので、ほぼ情報としては網羅されることになります。

会 長：社会保険庁の方から特定の氏名で、こういう人の情報を欲しいというふうに依頼されるということになるのですか。

実施機関：「一覧表例」がありますが、まだあくまでも「例」ということで依頼があった時点での考え方なのですけれども、上段の「ア(強制徴収用)」ということで、名前、フリガナ、生年月日、郵便番号、住所、電話番号が分かるものについては、リストとしてあげてくるというかたちに一番上はなります。それに対して「所得情報付加」ということで、所得金額、控除後の所得額等々を記入して社会保険庁の方へ情報提供するというかたちになります。ただ、書式についてはまだ固まってないようです。

会 長：そうしますと、これはどれくらいの方が要請されるかわかりませんが、少なくとも先ほどの震災の際の4名というようなことはないわけですよね。

実施機関：依頼があったときに、どの程度川西で想定されるのか確認しましたら、まだリストアップしているところで、「強制徴収用」につきまして考えられるのは、50名から80名の間ではなかろうかということで聴いております。あと、「免除勸奨用」については、まだ少し人数的には絞り切れていないということです。

会 長：そうしますと、それを提供する方式ですけど、どういうかたちで提供するのですか。やはりフロッピーで提供するのですか。

実施機関：16年度は紙ベースです。17年度以降につきましては、社会保険庁の思いと
(市民税課) しましては、電子媒体でということではありますけれども、それをしようとするれば、市としてもシステム改造等伴って、費用的な部分も出てきますので、17年度以降は、市としてはまだ白紙の状態です。今後どうしていくかということは検討していく必要がありますけれど、今は白紙の状態です。

会 長：ということは、今回ここにかかっているのは16年度の提供だけではなくて、以後も毎年提供するということも含んでいるということですね。同じようなパターンであれば、いわゆる包括同意みたいになるわけでしょうけど、ここにもありますような提供の類型化ということで、毎回毎回意見を聴いて同意を得る必要はないということだと思っておりますけれども、委員の皆さんとしては、毎年滞納者について情報の提供が求められるということになるということをお含み置きいただきたいと思っております。

委 員：先ほど説明を受けたところで、国民年金保険が出来たときからの経過を説明いただいて、強制加入ということになっているにもかかわらず、そのまま放置されているという経過があるのですが、国会審議を通じて、今回法的に強制加入が、さらに強制徴収になったというふうに変ってきたというふう判断して良いのでしょうか。

実施機関：国民年金保険料、年金自体強制加入は当初からそうでございます。強制徴収、保険料の徴収につきましても、従前から強制徴収の道は開かれておりまして、平成14年以前は市を通じて納めていただいていたのですが、その当時は、市がこまめに行っておりまして、収納率も高かった訳なのですが、大方の事務が国に行ってしまったということと、少子高齢化、不景

気ということもございますが、強制徴収自体は国に権限がございまして、従前からございます。ただ、行使をして居らなかったというような点が国会でも非常に論議をされておりました、今後とも公平性の確保、制度の維持という面からも持っている機能は使いなさいと、公平性のために使いなさいということが叫ばれておりました、国全体で取り組むという観点から社会保険庁並びに税務当局なりの合意の下で、今回行動を起こしているものでございます。

委 員：コストバランスが悪かったのです。一人一人回って行って、一人一人取ってもなかなか払ってくれないですから、何度も何度も行かないといけないのでそちらのコストがかかりますので、国の方はもう嫌になっているわけです。これが年金改革法に変わっていくということです。

会 長：今回も、実際に強制徴収に踏み切るか分かりませんが、そういうポーズというのは必要な話になるわけでしょうね。これはある意味では、センシティブ情報といいますか、議員がこの中のリストに入っているということになると大騒動になるわけですね。ですから、これはよほど慎重に扱わないと、あとでいろいろなトラブルになる可能性があります。

委 員：先ほどの強制徴収用の人数が50人というのは、50世帯ということですか。
実施機関：調査対象が被保険者、その配偶者、その家族も入るといふふうになってい（市民税課）ますので、具体的には、まだリストが来ていませんので分かりませんが、50かける2から3倍の間かと思えますけれど。

会 長：いわゆる、前に市で扱っていた時代があったわけですね。その頃は、いわゆる年金の加入者というのはどのくらい居られたのでしょうか。川西市の加入者というのは、どのくらいなのでしょう。

実施機関：川西市の被保険者の方は、現在15年度末で24,152人、これは第1号被保険（保険年金課）者と申しまして、国民年金、基礎年金となっております、1号被保険者が、いわゆる会社等に努めて居られない方です。2号被保険者といいますがサラリーマンということと、3号被保険者がサラリーマンの配偶者ということになります、その内の1号被保険者が24,152名いらっしゃいます。ちなみに、日本全体でいいますと、第1号被保険者が2,237万人、それから2号被保険者が3,686万人、3号被保険者が1,124万人となっております。

会 長：お尋ねしたいのは、今収納率が60%もないという話ですが、もしそれを当てはめると100人くらいで済まないのではないかという気が少ししたのですが...。川西市で先ほど100人位というお話があっただけに、もっと人数は多くなりませんか。

実施機関：川西市の1号被保険者だけで2万4千ほど居られまして、川西市の収納率（保険年金課）は全国よりも良くて、15年度末で68.3%でございます。先ほど、市民税課長の方から説明申し上げましたように、初年度5,60人とか人数が分からない訳なのですが、社会保険庁の方も急遽その対応に追われ、政府の決定に従って準備の段階もございますので、50人や60人の対象で終わるといことは考えにくく、今後増えていくと思われま。

会 長：そうすると、初年度は特に悪質な人と言いますか、そういう人が対象になるのでしょうか。

実施機関：これは推定で確たる証拠はないのですが、社会保険庁、社会保険事務所（保険年金課）におきましても、現時点で何も行っていないということではございません。（市民税課）やはり収納を預かっている身でございますので、担当の者が少し効率が悪いですが、面談とか個別徴収に回っているわけでございます。そういった情報の中で外観からの判断であるとか、接触した状況であるとかで、悪質かどうか決めているわけではないかどうか、そのあたりの判断は分からないのですが、そういう情報の中である程度絞っていったものと推察し

ております。補足なのですが、資料の中にも長期未納者が全国で327万人の内の、今回の強制徴収の依頼件数は「全国で5万件とする」という方針の下での、それぞれの社会保険事務所で選定するという事になっているようでございます。

会 長：第1段ということになるわけですね。他にご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、担当課の皆さんどうもありがとうございました。大体、審議をする際に頭に入れることは、委員の皆さんはいったそうでございますので、退室いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

実施機関（福祉政策担当・防災安全課・市民税課・保険年金課）退席する。

会 長：それでは、引き続きこれらについてご審議いただきしたいと思います。川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号で「審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を利用し、または提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、または提供するとき。」に認められるという話になるわけですね。ですから1つは、提供することに相当な理由があるというとき、もう1つは本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないということになるかということの判断を必要としているというように思いますけれど、第18号事案の方からご審議いただきしたいと思いますけれど、いかがでしょうかね、この点についての、いわゆる目的外利用、外部提供をひっくるめて、所管課の健康福祉部福祉推進室福祉政策担当にあります、いわゆる阪神淡路大震災に係る死亡者の氏名、性別、生年月日、死亡時の年齢、被災住所地、主たる居住地、死因、死亡日及び国籍というものが対象になるわけですが、それから、先ほど確認しませんでしたけれども、この事案では本人に通知する、しないということについては、通知しないという案になっているわけですが、この点も通知しないということの妥当性についても審査会では一応判断をする必要性があるわけですね。

委 員：本人に通知するということですが、これはなくなっている方ですよ。するとすれば遺族ですよ。

会 長：第18号事案のこの阪神淡路大震災の資料を整えるということで、これまで死亡した方が二重登録されているというケースがここにはあったということでしょうね。それで、今ひとつ資料をきちっとするという、そういう時期に至っているということのようですね。いかがでしょうか、この点についての目的外利用、提供について。

委 員：本人の権利利益を不当に侵害おそれがないという点なのですが、これをどの程度重く見て考えるかというのは、結構難しいのではないかと思います。つまり、死んだときに本来その場所に居てはいけなかったという場合もあるのです。そういう場合はやはりだめなのです。

会 長：つまり、本人がそのようなところに居たということが他の人に明らかになるのは、具合が悪いということですね。

委 員：有名な話で、グレン・ミラーが公式には撃墜されて死亡したとなくなりましたが、実際はパリの娼婦宿に居て、そこで死亡したという、それが30年ぐらい経って公文書が表に出て分かったのです。ですから、そういう問題もありますから、これをどの程度重く見ていくかということですね。場合によっては、遺族の名誉とかにも関わってくる可能性もありますし。

会 長：川西市の場合は4人ですから。

事務局：今の具体的に4名の方ですが、病院で亡くなられたのが2名、あと自宅で

- なくられたのが2名です。今回についてはそのような状況です。
- 委員：被災住所地ですよね。死亡された場所ではなくて、病院で被災されたということですか。
- 事務局：はい。震災直接死と関連死の方がいらっしゃいます。
- 委員：そういうことであれば、そのあたりは大丈夫ということですね。
- 委員：ここまで個人情報が発災のために使われる資料として、ここまで個人情報が必要でしょうかと思います。そういうことに関係なく、どういう状況で亡くなったとか、そういうことが分かれば、防災上は事が済むのではないかと思います。
- 委員：二重計上の問題がありますので、名前とか、生年月日とかで特定する必要があるのでしょうかね。
- 委員：消防組織法と取扱要領等に書式があるのでしょうかね、こういうかたちの書式が。それに記入して出せということでしょうかね。
- 会長：消防組織法の消防に関わる資料の収集の根拠規定が、消防の中にも震災も全部ひっくるめた定義みたいになっていますね。ですから、消防という概念の中に、災害とか地震対策みたいなものも入っているみたいです。それが根拠規定といえば根拠規定ですけど、根拠規定があれば審議会の意見を聴かなくても良いということになりかねないのですが、しかし、それは相手が集めることができるということで、義務を課しているからではないからでしょうか、審議会の意見を聴くというパターンになるということでしょうか。
- 委員：震災の被災者には、見舞金が出ているのではないのでしょうか。だから、これだけの情報を全部出しているのでしょうかね。お金を出したということでこれだけの細かい情報を載せているのだと思います。
- 会長：震災の見舞金はもらったあとですよ。
- 委員：ですよ。お金を出すときには、国はいろいろ書類を提出させますから。
- 会長：二重取りしていないかどうかでしょうかね。
- 委員：そうですね。でも、10年経っていますから時効ではないのでしょうか。
- 委員：それから、こんなこと今も新潟県で起きていることですが、震災が原因で亡くなっておられる人がいるわけですが、どこまでの期間を、例えばその現場にいた方が、3年後に亡くなったら、やはりこれに計上するのでしょうかです。
- 委員：それは、一応規定があります。そこで心臓ショックみたいなものを受けて入院していたけれども、4、5年経ってそれが原因で亡くなったというときは入るという規定はあると思います。
- 会長：中越地震でも、ショック死の方がここ2、3日増えてきたような報道がありますから、あれは皆、関連死になるのですね。そのあたりは、土砂に押しつぶされて亡くなったというのは、直接的ですけども、間接的でしたら、たまたまそのときに、本来は地震が無くても亡くなっている方もおられるかもしれませんね。
- 委員：交通事故でも、そのときは怪我していたけれども、24時間以内に死亡したというような規定はあると思います。計上するか、どうかの基準はあると思います。
- 会長：それでは、いかがでしょうか。この諮問第18号事案については、一応審議会の意見としては、これは提供することに相当な理由があると、そして本人の権利利益を不当に侵害するおそれというのではないということによろしいでしょうか。
- 委員一同：はい。
- 会長：ありがとうございました。そうしたら、諮問第18号につきましては、審議会としては、それはよろしいという旨の結論を得たということにさせてい

たきます。それでは、諮問第19号事案の方に移りたいと思います。諮問第19号は国民年金の未納者対策ということで、社会保険庁から未納者として名指しされた人の所得とか、障害者であるとか、寡婦であるとかという区別が一括してリストになっているみたいですが、それを提供することについてはどうでしょうか。思わぬ人が対象者になっていたりしますからね。先ほどと同じような要件になるわけですが、いわゆる提供するということに相当な理由があるということとは言えると思います。今、社会問題になっているわけで、収納率が川西市が良くても68%ですから悪いところでは50%切っている自治体もあると思います。自治体といいますが、社会保険庁が直接収納しているわけですが、本人の権利利益を侵害されるとありますが、本人の権利利益は侵害されると、本人が「そんなこと言ってもらっては困る」という人はたくさんいると思いますが、不当にというわけではないですね。

委員：権利利益というよりも義務ですから。

会長：義務を怠っているということですから、それは通報されてもしょうがないということになるということのようだと思います。

委員：ただ、やはり漏洩の問題があります。社会保険庁からいろんな人の情報が出ていくということについては付帯条件を付けないと、やはり同じ公務員とはいいながら、そのあたりの襟を正さないとこの問題は納得を得られない結果になる可能性があるということで、非常に厳しく指摘しないといけないのではないかと思います。

会長：そうですね、先ほどの阪神淡路大震災の4名の方のような問題よりも、もっとこれが漏洩すると、影響が大きいと思います。いろいろとトラブルになるということですから、提供の過程といいますが、16年度の提供は紙ですということですね。来年度からは、電子情報として提供するという話ですけど、変にコピーでもされたら大変ですね。職員が、他の自治体でコピーを取って、そのコピーの原本を取り忘れたということもあります。ペーパーというの、よほど注意してもらわないと何部作るのか、コピーされたら、すぐにあちこちに伝播しますからね。ですから、よほど何か厳格に扱っていただくということをおかないといけないのではないのでしょうか。ここでは提供先に対する措置としては、提供した個人情報を目的外に利用提供しないことですね。それから、提供した個人情報を厳重に管理し、必要が無くなったときに、社会保険庁が責任をもって廃棄することをおかないといけないわけですが、外部提供者については、そういう条件を付けるということになってはいますが、これは経過するところの保険年金課ですよ、保険年金課は元々その情報は持っていなかったわけですよ。それを抽出して市民税課からもらうわけですから、保険年金課の方で、どうするのでしょうか。コピーを取っておくというような話になるのでしょうか。それとも、それは全部ストレートで社会保険庁へ行ってしまっ、保険年金課の方は、情報は残すということにはならないという話になるのでしょうか。

事務局：担当に確認します。

会長：社会保険庁に提供されたものは、社会保険庁の責任で管理してもらうということですが、市の内部、所管課以外のところにも情報が存在するということだと、よほど厳重に管理してもらうとか、そういうことを要請しておかないといけないということになると思いますけれど。

委員：それは、先ほどの諮問第18号についても同じではないのですか。あれはフロッピーですけど、コピーしようと思えば出来ますし…。

委員：個人が管理責任者といいますが、きちっとその人が管理するというようなことを決めておかないと、漠然とただ社会保険庁とか、担当課というだけ

- でしたら責任の所在が曖昧になります。個人の責任者を決めるとかした方が良いと思います。
- 委員：社会保険庁は、多分、実施機関に渡されると思います。
- 委員：実施機関でも、やはりそういう個人情報などは管理するのは、きちっと個人名でどうするのかというのを決めておかないと、このごろ何々省庁でもどこから流れているのかという心配があります。
- 会長：責任明確化の原則ということで、責任者の所在をはっきりさせなければいけない。ですから、特に私が懸念するのは、社会保険庁に行くまでの過程で、いわゆる川西市の職員の人々が誰が滞納しているかということを知り得る状態にあるわけです。それが、どこかに流れるというのが危険だという気がするのです。ですから、その際に誰が責任者として提供するのかという話ですね。
- 委員：最後の廃棄するまでの責任者というのが、きちっと明確でないのだめだと思います。
- 事務局：ただいま、先ほどの件について担当に確認しようとしたのですが、担当はおりませんでした。ただ、経由担当、経由します県との窓口、例えば先ほどの防災にしましても、おそらく経由する上は自分のところで残すというふうに残すのが通常であります。
- 会長：ですから、それを扱うどれくらいの人々が、それを知り得る状態になるのかというのが少し気になります。市民税課でも、市民税課の人は全ての情報がありますけれど、誰が滞納者だという情報は、今持っていないわけですね。社会保険庁から来たならその人たちが滞納しているということで、その人たちの情報をピックアップして提供するわけですね。ですから、市民税課でも滞納者が誰かということを知る人が出てくるわけです。それは、当然、市民税課が作った書類を保険年金課に渡すわけですから、そこでもまた誰が滞納したかということを知る人が出てくるわけです。知る人の範囲というのは、どれくらいになるのでしょうか。その課の人が全て知るといってもないような気がします。もし課長が責任を持ってということでしたら、課長が知るといって他の人には知らせないということはあるのでしょうか。
- 事務局：地方公務員の場合は、守秘義務が課せられています。税の場合では、もっと厳しい守秘義務の規定が課せられていますので、それは公言したら法律に触れ処分されますので、そういうことから、まずは可能性としてはあるかも分かりませんが、基本的には無いという前提で処理して、現在行っております。
- 会長：確かにそのとおりなのですが、漏れてしまうと罰則も何もどうしようもないわけです。ですから、滞納者の名簿が向こうから来たときに、それをどの範囲の人が知ることになるのか、その他の者にも閲覧、回覧するわけでもなさそうに思うのですが、誰でも課の人がすぐに見れるという話なのか、それは課長が一人で処理して提供するから、知っているのは課長だけだとかそういうことはどうなのでしょう。
- 委員：一人で処理できるような人数なのでしょう、それもあります。
- 会長：作業があるから、市民税課の職員の人々が全部知り得る状態になってもしょうがないという話になるのか、あるいはこれを保険年金課の方に提供したら、保険年金課の関係の人が皆それを知り得る状態になってもやむを得ないという話になるのか、それともそんな必要性はないので、その内の極何人かに限るといって説明なのか、そのあたりのことを出来るだけ審議会としては認めることとしても、不必要に知る必要のない人に知らせるような、知り得るような状態において作業するという事は慎むべきということになると思います。必要最少限度の人で、処理して提供するというようなこ

- とを要請しておかないといけないと思います。
- 委員：提供先でなくて、市役所内部での取扱いですよね。
- 委員：前も教育委員会の資料を生徒指導に使いたいからという議案がありました。が、結局のところいくと守秘義務は皆持っているのだけれど、担当する担当者がどれくらい認識を持っているのか。このことは、個人情報だから絶対に口外はならないとか、あるいはコンピュータに入れてしまうと何か一般的に閲覧できるようなものに入れてしまえば、そういうものに絶対に入れないようにするというような研修を行っているかどうか。そのあたりのことが非常に大きいと思います。ですから、こういう新たなことが出てきたときには、市なり、あるいは、社会保険庁なり、その担当課はきちんと研修を経ているのかどうか、そういうことは非常に大事なことだと思います。ここは、個人情報保護に関わることは審議しますが、そのときに条件を付けていますよね、研修をするべきだと。研修はどのようなときに、いつ行われたか、そういうことも検証する必要があると思います。今回、付帯条件を付けるとしたら、その付帯条件をどう実行したか。次の会は、それを明らかにして欲しいと。こういったことも、私たちの仕事ではないかと思っています。ですから、今話題になっていることは、どなたがこの関係の責任者なのか明らかにして欲しいということは、はっきり条件を付けても良いかと思えますし、公務員の守秘義務と一般的に言うてしまうのですが、果たして、このことをどう重要視して絶対口外しないようにしているのかとか、家族にも絶対言わないようにしているのかとか、そういった認識が非常に重要だと思うので、そういうことを私たちは、この会の中でもし合意が得られるのなら、前の会にそういうことを話したけれど、それについてはどうなっているかということをお聞きすることも必要かというふうに思っています。
- 会長：今のご意見についていかがでしょうか。関連してご意見ございませんでしょうか。
- 委員：今、おっしゃったことは当然ですし、これだけに限らずどのこともそうです。先ほどの諮問第18号もそうです。
- 会長：市も当然、個人情報の保護条例が出来たあと個人情報の保護に関わる研修は行っていますよね。
- 事務局：はい。
- 会長：ただ、それは誰が受けたか、例えば研修済みとか、そういう研修を受けた人は個人情報取扱い有資格者みたいな区別はしていないですね。一応、そういう研修は、全ての職員の人を受けてるというふうに我々は考えたいわけですよね。
- 事務局：はい。
- 会長：一応、受けているからある意味の情報倫理というのは、確立しているというはずということです。
- 委員：新しく職員が採用された場合に、そういった守秘義務とか、そういう研修はきちんとして受けているのですか。
- 事務局：採用されましたら、数日に分けていろいろな研修を行います。その中で個人情報でありますとか、情報公開でありますとか、そういうふうな関係を大方、半日かけて研修をいたします。
- 会長：どうでしょうかね。審議会の意見ということでは、一応、目的外利用・提供には相当な理由があると。それについては、国民に課せられた義務を履行しない人なので、個人の権利利益を不当に侵害するおそれということはないというふうに判定できるということで、それは提供するというときには、審議会としては、納得同意をするということかと思えます。ただ、その際に知り得る立場にある人についての、いわゆる情報倫理といえます

- か、そういうものを今ひとつ再認識するということ、不必要な人がそれを知り得る状態にしないというようなこと、そういうようなことを付帯で付けておいたらいいと思います。外部提供する人に対する措置は、そこに書いてあるところで良いのではないかと思いますけれど、内部の目的外利用をするかの人についての意見を付けないといけないと思いますが…。
- 委員：条例の中にその規定が無いですね。提供先に対する措置は要望できますけれど、市の内部での取扱いに関して、ここでチェックする規定が存在しませんね。
- 会長：それは、審議会の意見ということになるのでしょうか。
- 委員：答申に対する付帯意見でしょうね。
- 委員：それは、一般論として行った方がいいのではないのでしょうか。
- 委員：全ての場合に答申を受けて、外部提供して良いですよとなったときには、事後的に川西市内部での情報の取扱いについての報告を求めるというかたちの付帯意見を付けておいたら良いのではないのでしょうか。
- 委員：目的外利用・提供の場合は、今の問題は全部出てきますので、全部付帯意見を付けないといけなくなります。
- 会長：この審議会としては、外部提供とか、目的外利用したときの意見というのは、これから全てに付けるようなものをここで検討して、それを、一応、一覧にしておくという必要性があるということですね。そういうものの原案を事務局で作ってもらわないといけないと思います。
- 委員：一般的な運用について、審議会が意見を述べるというのはないのでしょうか。
- 会長：建議をするというのは、審議会ですから当然出来ると思います。
- 委員：実施機関に、審議会は前項に定めるものとか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べる事ができるとなっています。
- 会長：審議会として、実施機関に要望は出来るわけですね。
- 委員：目的外利用に際しては、常に市の内部での取扱いについての事後的な報告を求めるといようなかたちでのシステムを作れないかという意見を述べておいても良いのではないですか。
- 委員：一般論として、個別に述べるよりは良いのではないのでしょうか。
- 会長：今すぐに作るより、事務局に今度目的外利用とか、外部提供が出てくるということが当然あるわけですね。そのときには、次回にはその間に事務局の方で建議をするといえますか、事後的に報告を求めるとかそういうことの修正の案を作ってもらって、それを次回の外部提供とか、目的外利用がある際に一緒に審議して、それを付けるというようなことにならざるを得ない気がしますがいかがでしょうか。今すぐに案を作るというのは、拙速になりますから、もう一度事務局の人に考えてもらって、以後外部提供、目的外利用したときには、同時に守ってもらおうという案を作ってもらおうということでどうでしょうか。
- 委員一同：結構です。
- 会長：事務局、それについてお願いします。そうしましたら、そういうことで取りまとめさせていただいて、本日の諮問第19号事案については、一応、審議会としては、意見を聴かれたら外部提供、あるいは目的外利用ということについては、条例の相当な理由があって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないということで、認めるという意見を答申としてまとめたいと思います。答申の案につきましては、ご一任いただいて、また後で皆さんにお配りするということになるでしょうかと思います。そういうことでよろしいでしょうか。
- 委員一同：はい。

会 長：ありがとうございました。そうしましたら、本日の審議の第18号諮問議案及び第19号諮問議案については、これでご審議いただいたということで、両方とも、一応認めるということで答申を作らせていただきたいと思います。本日の審議會は、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。